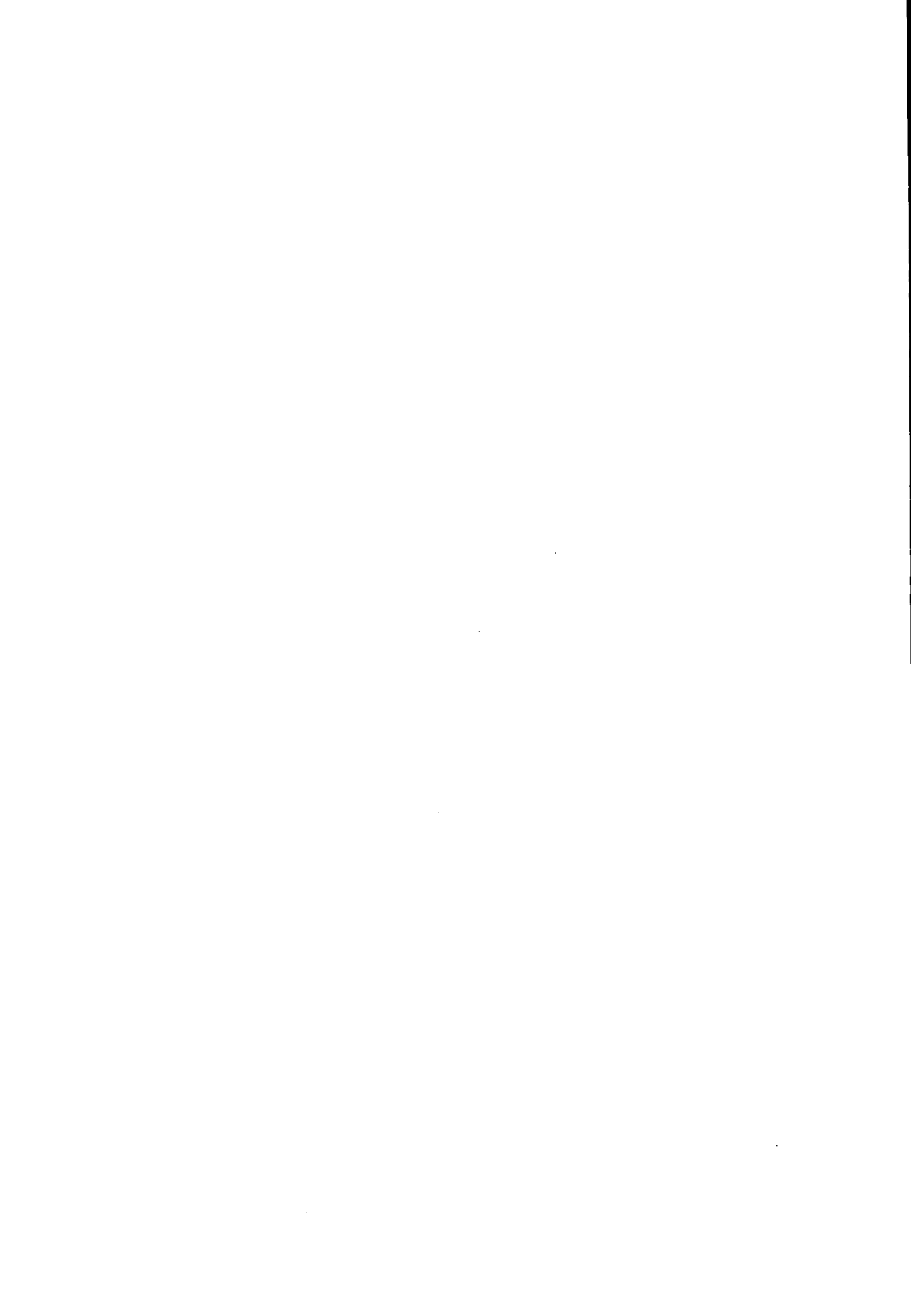


第1編 総論



第1章 平成7年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景となった農業の動向

農業は、国民生活に不可欠な食料等の安定供給という大切な使命のほか、地域社会の発展と国民生活の安定の上で多面的かつ重要な役割を果たしている。また、国土の大宗を占める農村は、生産の場であり、かつ、農業者と地域住民の生活の場であることはもとより、伝統に裏付けられた個性に富む地域文化を育み、緑と潤いに満ちた生活・余暇空間を国民全体に提供するという機能を有する国民共有の財産である。

こうした役割や機能を持つ我が国の農業と農村をめぐる状況は、我が国経済の国際化・高度化、人口や産業の都市への集中といった諸情勢の変化の中で、従事者の減少、高齢化の進行、山村等における過疎化など近年大きく変貌している。特に、平成7年4月からのウルグアイ・ラウンド農業合意の実施により、我が国農業・農村は新たな国境措置の下で厳しい環境の下に置かれている。このような中で、長期的展望の下に、着実に魅力あふれる農業と活力ある農村を実現していくとともに、国土の均衡と特色ある発展を図ることが重要である。

このため、平成6年8月の農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を今後の政策推進の指針としつつ、農業の21世紀に向けた飛躍を図るとともに、農村が多様で活力のある地域社会として発展することができるよう、所要の措置を総合的かつ的確に講じる必要がある。

2 講じた施策の重点

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う影響を極力緩和するとともに、我が国農業・農村の自立と持続的発展を期して、平成6年10月に決定された「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に基づき、関連対策の着実な推進を図るとともに、農業の体質強化と活力に満ちた農村地域の建設を図るため、以下のような各般の施策を積極的に展開した。

また、ウルグアイ・ラウンド農業合意による我が国の農業及び農産物貿易をめぐる新たな枠組みを踏まえ、平成17年度を目標年次とする「農産物の需要と生産の長期見通し」を策定した。

(1) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策については、本合意が我が国農業・農村に及ぼす影響を極力緩和するとともに、農業・農村を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いでいくことを期して、農業を誇りを持って携わることのできる魅力ある産業として確立すること、国土資源の有効利用により可能な限り国内生産を維持・拡大し、国内供給力を確保すること、消費者に対する良質・安全・新鮮な食料の適正な価格水準での安定供給を図ること及び住みやすく活力に満ちた農村地域を建設することを基本方針として、平成12年までの間において必要な対策を重点的、計画的に実施した。

ア 農業経営対策の推進等

(ア) 育成すべき農業経営への農地利用の集積
効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現するため、農用地利用集積特別対策等の農地流動化施策を実施した。

(イ) 経営体の安定的な営農展開のための負債対策、土地改良負担金対策の推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ後も農業経営の改善を積極的に進めようとする者に対し、既往債務の負担の軽減を図るとともに、既着工事業に係る土地改良負担金について、農地の利用集積に積極的に取り組む地区における負担の軽減を図った。

(ウ) 農内農外からの新規就農者の確保

「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、実践的な研修による技術の習得その他の就農の準備に必要な無利子資金（就農支援資金）の貸付けを行った。

(エ) 各作物の特色に応じた対策等の推進

a 畑作物対策

雑豆、落花生、こんにゃく芋及びでん粉について、

消費宣伝、新規用途開発等の需要確保、でん粉原料用いも類の加工食品用等への用途転換、雑豆、落花生、こんにゃく芋の計画生産の推進及びこんにゃく芋の調整保管への助成を創設した。

b 果樹対策

うんしゅうみかん等の園地転換及び果実の需給調整対策等広範な対策を実施するとともに、りんごのわい化栽培等を緊急に推進した。

c 繭・生糸対策

「繭糸価格安定法」及び「蚕糸砂糖類価格安定事業団法」を改正し、従来の事業団の一元輸入制度を見直し、事業団以外の者でも関税相当量に相当する額を支払えば生糸の輸入を行うことができるようにするとともに、関税相当量の一部を事業団が徴収し、蚕糸業の経営の安定と絹業への生糸の安定供給の調和を図るための措置を講じた。

d 畜産対策

生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営に早急に集約し生産構造を改善するため、減頭見合いで増頭を行う者に対する支援を行う仕組みを創設した。

また、畜産振興事業団がウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくカレント・アクセス分として輸入した乳製品については、国内需給の動向を踏まえつつ、計画的に国内で売却した。

さらに、豚肉の基準輸入価格の引下げ等に対処して、養豚経営の安定に資するため、都道府県単位で実施される価格差補てん制度の安定的運営をバックアップするための資金供給を行う仕組みを創設した。

このほか、ゆとりをもてる、質の高い経営の実現に向け一層のコスト低減と経営体質の強化を図るため、効率的生産に必要な飼養管理関連機械をリース方式により緊急に整備する仕組みを創設した。

e でん粉対策

知事の定める基本方針に基づき、いもでん粉工場の計画的な再編整備を実施した。また、国産いもでん粉の需要拡大を図るため、消費拡大対策及び高度化利用対策を実施した。

イ 農業経営による生産展開のための基礎的条件の整備

(ア) ウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策

担い手が相当数存在するなど地域の体制が整っており、緊急的に農業の体質を強化する必要がある地区において、

① 事業効果を早期に発現させるための工期の短縮等を図る

② ほ場整備等の核となる事業とこれに関連するかんがい排水事業等を有機的な連携の下に集中的な実施を図るための投資を行う

といった新たな方式を導入し、地区としての十全の効果の早期発現を図った。

(イ) 地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備

我が国農業の体質をより強化するため、効果が高い諸施設（共同育苗施設、農産物集出荷貯蔵施設、堆肥製造施設等）について、地域農業基盤確立農業構造改善事業等の機動的な実施により、積極的に整備した。

(ウ) 生産現場に直結した新技術の開発

国、都道府県、民間の研究勢力を結集して、現場に直結する総合的な技術開発を推進した。

ウ 中山間地域等の農山村地域対策の推進

中山間地域等農業の生産条件が不利な地域における新たな農業部門の経営の開始を支援するため、特定地域新部門導入資金（農業改良資金）の貸付けを行った。

また、地域産品等の情報の発信及び都市住民等との交流を中山間地域の市町村等が共同で行う拠点（「ふるさとプラザ」）を主要大都市に整備した。

さらに、中山間地域において農地保有合理化法人が中間保有する農地で行う管理耕作について利子助成を行うとともに、農林漁業金融公庫による中山間地域活性化資金等中山間関連融資の金利引下げを行った。

(オ) 地方単独施策の拡充

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う影響等により、地域活力の低下が懸念される農山漁村地域について、地域の自主性・創意工夫を活かした活性化方策の推進が図られるよう、農山漁村ふるさと事業を創設するなど地方単独施策を拡充した。

(2) 担い手に焦点を置いた効率的かつ安定的な農業経営の育成

「新政策」に沿って、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、そのような農業経営が生産の相当部分を占めるような農業構造を実現するため、「農業経営基盤強化促進法」を軸として各般の施策を総合的に実施した。

ア 農業経営体の経営基盤の強化

認定農業者に対し、計画に即した経営の展開に必要な長期資金を特に低利で融通するとともに、経営の展開が着実に行われるよう農協系統資金等を原資として低利運転資金を融通する「経営体育成総合融資制度」を本格的に展開した。

イ 新規就農者・青年農業者対策の充実

「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する

特別措置法」に基づき講じた支援措置のほか、農業改良資金の経営開始資金における貸付対象者の拡大等を行った。

ウ 農山漁村女性・高齢者対策の充実

農山漁村で重要な役割を果たしている女性や高齢者がその能力を十分発揮できるよう条件整備を行った。

また、農業者の健康の維持・増進のための保健事業等を展開するとともに農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るため、農業者年金事業等を推進した。

エ 農業農村整備事業の推進

平成5年度に策定した第4次土地改良長期計画に基づき、効率的・安定的な経営体が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業生産基盤の整備を計画的に推進した。

オ 担い手を中核とした地域農業の生産体制の確立

(ア) 農業構造改善事業の推進

地域農業者等の内発的取組みによる地域連携のための協定の締結と実践を通じ、①経営基盤の確立、②地域連携による経営体発展の条件整備、③多様な就業所得機会の創出等を図る地域農業基盤確立農業構造改善事業を実施した。

また、地域の立地条件に応じた農業・農村の活性化を図るため、農業農村活性化推進機構の地域マネジメント活動を推進するとともに、土地基盤の整備、生産・加工・流通施設等近代化施設、農村環境保全施設等環境施設の整備等を総合的に行う農業農村活性化農業構造改善事業を実施した。

(イ) 農業生産体制強化総合推進対策

平成7年度から、①地域において明確にされた今後育成すべき経営体等を核とした生産体制（システム）の確立、②国際化の影響を強く受ける作物及び地域の特色を生かした多様な農業生産の推進を骨格とした総合的な生産対策を計画的に実施した。

(ウ) 主要作物の生産対策

a 水稻

地域の実態に即した今後の地域農業の発展方向やその担い手の明確化を図り、担い手の育成と共同利用機械・基幹施設等の整備を一体的に促進するとともに、稲作単作中心の地域において複合化を推進すること等により、地域全体として生産性の高い水田営農の確立を推進した。

b 麦

安定的に良質な麦を生産する主産地の育成を図るため、二毛作可能地帯においては裏作の振興を図るとともに、各道県においては、生産性の高い地域を中心に、麦作経営の組織化、冬期の期間借地等による規模拡大

の推進、品質・単収の向上等による収益性の改善等の取組を展開した。

c 大豆

安定的に良質な大豆を生産する地域を大豆重点振興地域として位置付け、推進指導體制の再構築、高生産性技術のモデル実証、共同利用施設の整備等の生産・流通・加工に係る条件整備等を行った。

d 甘味資源作物

てん菜及びさとうきびについては、「甘味資源特別措置法」に基づいて指定した生産振興地域を対象として、てん菜については、経営体育成の加速化を図るため、農作業受託等の総合的な支援体制の整備等を実施するとともに、さとうきびについては、「さとうきび生産振興総合対策推進会議」のもとで、効率的・安定的なさとうきび生産出荷体制を構築するためのビジョンの策定、ビジョン実現のために必要な生産諸条件の整備を総合的に推進した。

e 特産農産物等

茶、こんにゃく、ホップ、薬用作物、香料作物等の生産流通対策として、需要の多様化等に対応した生産構造の転換を図るため、生産基盤の強化、省力化技術の導入等を推進した。

f 野菜

「野菜生産出荷安定法」に基づき、指定消費地域における指定野菜の需要見通しに即して野菜指定産地の計画的な整備育成を図るため、野菜の需要動向に対応した生産出荷の指導等を実施した。

g 果樹

「果樹農業振興基本方針」に基づき、担い手を核とした果樹生産システム化計画に沿って、高品質・省力生産・流通促進のための高能率圃地の整備、流通施設の整備及び労働力調整・作業の外部位等支援体制の整備等を総合的に実施した。

h 花き

地域において今後育成すべき担い手を明確化し、生産・出荷施設等の基盤整備を行うとともに、労働力調整など各種支援事業を集中的に実施した。

i 養蚕

繭ブランド産地育成計画の策定、ブランド化に必要な繭の生産技術の検討・実証、重点的な生産・流通指導を行うとともに、良質繭の安定的・効率的な生産に必要な稚蚕共同飼育所等の共同飼育施設の整備、桑園基盤の改良整備等を行った。

(ウ) 畜産対策の総合的推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う一層の国際化の進展、最近における畜産物の需給及び価格の動向、

畜産経営の動向等我が国畜産をめぐる諸情勢の変化に対処して、畜産物の安定的な供給と畜産経営の健全な発展を図るため、総合的な畜産対策を推進した。

また、平成17年度を目標年次とする新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜及び鶏の改良増殖目標」を策定した。

(ウ) 水田営農活性化対策

生産者・生産者団体の一層の主体的取組を基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、「新政策」に即し、水稲作と転作を組み合わせた望ましい経営の育成を図りつつ、生産性の高い水田営農を推進することに重点を置いて、水田営農活性化対策（平成5年度から平成7年度までの3年間）を実施した。

(ウ) 畑作振興対策の強化

合理的な輪作体系の確立、実需者ニーズに対応した生産・流通・加工体制の整備、機械化等先進的畑作技術の開発・普及、生産基盤の整備等を図るための各種施策を総合的に推進した。

(ウ) 野菜対策の推進

既存産地の整備及び新産地形成の促進を図るとともに、野菜産地における効率的な生産システムの確立、革新的技術の導入等を通じた経営体育成対策の強化を推進したほか、輸入急増野菜に対応した国内産地の国際競争力の強化、国内需要確保のための加工原料野菜の安定供給体制の確立等の対策を実施した。

(ウ) 果樹・花き対策の推進

果樹については、高品質・省力生産のための園地整備、流通施設の整備等を総合的に推進するとともに、革新的技術の導入・実証等を行った。

花きについては、最近の花きの需要動向に対応した花きの安定供給のための産地整備を行った。

(ウ) 農業生産資材対策

a 農業機械対策

革新的農業機械等の開発・実用化、利用促進を図るとともに、高性能農業機械等の導入に関する基本方針に即した農業機械の適正な導入等を指導した。

b 肥料及び農薬対策

肥料、飼料等の品質を保全し、その安全性と公平な取引を確保するため、肥飼料検査所における検査体制を強化するとともに、農薬については、「農薬取締法」に基づく農薬の登録、検査等の実施、農薬安全使用対策を推進した。

c 種子及び種苗対策

農林水産植物の新品種の育成者を保護して、収量、品質、熟期、病害虫抵抗性について優れた品種の育成を促進するため、「種苗法」に基づく品種登録制度の

適正な運用を図った。

d 植物防疫対策

「植物防疫法」に基づく病害虫の発生子察及び的確な防除指導、農薬の適正使用の推進等の植物防疫事業を実施するとともに、植物検疫については、検疫体制の整備充実により、輸出入検疫の円滑かつ的確な実施を行った。

e 土壌保全対策

土壌の適切な管理を推進するため、「地力増進法」の円滑な運用と併せて全国的に「健康な土づくり」を推進する。

(3) 農山漁村地域の活性化

ア 農業の振興を核とする地域の活性化

自然的、経済的に不利な条件下に置かれ、地域社会を維持していくうえで厳しい状況に直面している中山間地域の活性化に資するため、新規作物の導入等による地域における起業支援、都市等に比べて立ち遅れている生活環境と生産基盤の一体的な整備、農地等の保全を通じた国土・環境保全等公益的機能の維持・保全のための支援、都市との交流の促進等総合的支店に立った地域活性化のための支援措置を実施した。

また、活力ある農山漁村社会の形成を促進しつつ、都市等に比べて立ち遅れている生活環境整備等を積極的に進めるため、定住条件の整備を推進するとともに、都市にも開かれた空間の創出を図るための各種施策を講じた。

イ 農地の保全と活用のための対策の充実

適正かつ合理的な土地利用を実現するため、遊休農地活用推進協議会において作成された遊休農地活用計画において農業利用を図ることとされた遊休農地について農地保有合理化法人による土地条件の簡易な整備の実施を行った。

また、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な耕作放棄地等の農地に対し、農地保全活動を推進するため、都道府県に基金を造成した。

ウ 農村地域の生活環境の整備

生活環境の中でも都市と比較して特に立ち遅れの著しい農村地域の生活排水処理施設の整備水準を、21世紀初頭を目途に中都市並み（45%程度）に向上させるよう、農業集落排水施設の整備を積極的に推進した。

また、地域住民が誇りを持って快適に居住できる農山漁村を構築するため、農山漁村空間全体としての景観の調和・統一、環境保全等を図る施策を積極的に講じることにより、「美しいむらづくり」を推進した。

エ 都市との連携による地域おこし活動の支援

グリーン・ツーリズムの推進を図り、「農山漁村滞在

型余暇活動促進法」の円滑な実施を推進するため、市町村モデル整備構想の策定を支援するとともに、農家民宿等の経営に関する研究・研修等を実施した。

(4) 新技術の開発普及の推進等

科学技術分野における先端技術のめざましい発展を踏まえ、経営体育成、生産性向上、高付加価値化、労働快適化及び環境保全型農業の確立をキーワードとして、生産現場の要望に即し、重要政策課題に対応した研究開発の実施、革新的技術の開発・実用化等の推進、基礎的・先導的研究、研究支援等の強化を図った。

また、近年の情報化社会の進展に対応しつつ、農業分野における情報システム化の推進等を実施するとともに、農村地域等における情報化を推進した。

(5) 環境問題への積極的な対応と国際協力の推進

ア 地域合意に基づく環境保全型の総合的な推進
農業が有する環境保全機能と物質循環型産業としての環境にやさしい特質を最大限に活用することができるよう各種の施策を総合的に実施した。

イ 畜産環境対策の強化

家畜ふん尿の総合的な処理利用体制を確立するため、家畜ふん尿処理施設の整備等を総合的に推進するとともに、耕種農業における堆きゅう肥利用の一層の促進を図るため、シンポジウム、共助会の開催等により流通システムを構築した。

また、家畜排せつ物還元用草地等及び家畜排せつ物処理施設と環境保全林、緑地帯等周辺環境の一体的整備を行うとともに、水質等の規制地域において高度な家畜排せつ物処理施設等の整備を促進した。

ウ 食品産業における環境対策の総合的推進

食品産業においても環境負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現に向け、生産、流通、消費を通じた廃棄物減量化・再資源化等の環境対策の総合的な取組を推進した。

エ 国際協力の推進

開発途上国の農業生産力の向上等を通じ、その経済社会の発展に寄与するため、開発途上国に対し、食料・農業分野における技術・資金協力、国際協力のための調査・研究等及び国際機関を通じる協力を推進した。

また、地球環境問題は、自然環境と相互に密接に関連している農林水産業と大きくかかわっており、より一層の調査・研究、二国間協力や国際機関への提出などの国際協力の取組を推進した。

(6) 食品加工・流通及び消費対策等の推進

ア 食品産業の活性化

食品産業対策を総合的に推進するため、食品産業の現状と基本的な問題点を調査・把握するとともに、中

長期の展望に立った食品産業政策の諸問題を検討し、これを踏まえた施策の展開を図った。

イ 食品流通の構造改善対策

第5次卸売市場整備基本方針等に基づき、流通コストの削減、品質保持等消費者ニーズの高度化・多様化への対応、衛生・安全面での水準の向上等を目指し、周辺環境と調和した多様な機能を持つ施設として、卸売市場の計画的な整備等を推進した。

ウ 農林水産物の輸出条件の整備

我が国の農林水産物の持続的な輸出を促進するため、各国の輸入制度、市場情報等の輸出関連情報の収集・提供体制の整備、海外の国際食品見本市、小売店等における販売促進活動を通じた輸出販路の拡大・定着及びこれらの販売手法の普及等を行った。

エ 食品の安全性の確保対策

(ア) 食品のモニタリング体制の強化等

農林水産消費技術センターを中心に生産から消費に至る各段階でのモニタリング体制の強化等食品の安全性確保体制を充実した。

(イ) 食品に係る消費者被害防止・救済対策

「製造物責任法（PL法）」の施行（平成7年7月）に対応し、食品に係る消費者被害の苦情に迅速かつ適切に対応するための食品企業における対応方法等のマニュアルの作成等を行った。

オ 食品の規格・表示の適正化

消費者の適正な商品選択に資するため、食品日付表示の期限表示への移行に際し、製造・流通業者が留意すべき事項の検討等総合的な食品表示対策を実施した。

また、地域における特別な生産・製造方法等により生産された特別表示食品に係る基準を都道府県が策定し、認証すること等により表示の適正化を推進した。

カ 農産物の消費拡大対策

米の消費拡大については、栄養バランスに優れた健康によい米を中心とした日本型食生活を普及・定着させること等を基本として、各般の施策を積極的に推進した。また、麦、牛乳、野菜、果実等について、消費拡大を図るための各般の施策を講じた。

キ 主要農産物の需給・価格安定対策

農産物については、構造政策を助長し、農業の生産性向上の促進に資するとともに、対象とする農産物の需給均衡の確保に資するとの観点に立ち、国民の納得の得られる価格で農産物を安定的に供給するよう努めた。

また、ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴い影響の生ずるおそれのある農産物について、経営体の安定的発展に配慮しつつ、価格安定制度等を適切に運用し、需給との価格の安定を図った。

(ア) 米麦の需給・価格の安定

a 新たな食糧制度の施行

平成6年12月に、「食糧法」が制定され、平成7年11月（輸入関係は同年4月）に施行された。

「食糧法」下において、平成8年産米については、平成7年11月に「平成8年産米穀の生産及び出荷の指針」を定めた。この中において、平成8年10月末の国内産米の持越在庫量215～225万トンを3年間で150万トンに引き下げるため、平成8年産米の必要生産量を977万トンとし、これに必要な平成8年産米の生産調整面積を67万7千ヘクタール（水田當農活性化対策ベースでは78万7千ヘクタール）と示すとともに、これを踏まえ、平成8年3月に「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」を定めた。

b 政府米の価格

平成7年産米の政府買入価格については、全国の各農業地域における平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家をその地域において稲作を実質的に担っている者であると位置付け、このような者の生産費を基礎として生産費及び所得補償方式により算定し、所要の調整を行い、据置き（うち1～5類1・2等平均包装込み玄米60kg当たり16,392円）とした。

「食糧法」の下では、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となることを踏まえ、米の政府買入価格について、一定の期間における自主流通米の価格の変動率及び生産コスト等の変動率を均等にウェイト付けして基準となる価格（前年産米の政府買入価格）に乗じることにより算定する新たな算定方式を導入することとした。平成8年産米の政府買入価格については、この算定方式による算定結果を踏まえ、新制度に対する農家の不安を払拭し、「食糧法」への円滑な移行を図る必要があること、また、新生産調整対策の円滑な推進を確保することが極めて重要であること等の状況にも配慮し、平成7年産米と同額の60kg当たり16,392円とした。

米の政府売渡価格については、今後の売却の主体となる平成6年産米にあっては、新米指向の下で年産による市場評価の差異が存在すること、従来の政府米の年産格差の設定の経緯等を勘案し、180円/60kg（1.02%。消費税額分を含まない。）の引下げ（水稲うち1～5類1・2等平均包装込み玄米60kg当たり17,937円）を行うとともに、平成7年産（平成8年産を含む。）以降の年産の米にあっては現行売渡価格と同様水準（水稲うち1～5類1・2等平均包装込み玄米60kg当たり18,123円）とした。

c 麦の価格

平成7年産麦の政府買入価格については、麦作の生産性の向上を価格に的確に反映させるとともに品質の改善に資するとの観点に立って、主産地の生産費を基礎として基本価格を算定した結果、現行価格とほぼ同水準となったこと（平成6年産麦に対して▲0.34%）を踏まえ、生産者の生産意欲に及ぼす影響にも配慮して所要の調整を行い、小麦、大・はだか麦とも据置きとした。

麦の政府売渡価格については、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮し、小麦については平均2.1%、大麦については平均1.5%の引下げを行った。

(イ) 畜産物の価格の安定

牛乳・乳製品については、生乳の再生産の確保と牛乳・乳製品の価格の安定を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、加工原料乳についての生産者補給金の交付の基礎となる保証価格（1kg当たり75.75円）、基準取引価格（1kg当たり64.26円）等を決定した。

牛肉、豚肉については、「畜産物の価格安定等に関する法律」の適正な運用等により、価格の安定を図り、さらに、肉用子牛生産の安定を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛生産者補給金制度を実施した。

(ウ) 畑作物の価格の安定

大豆・なたねについては、「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づき、平成6年産大豆及び平成7年産なたねの基準価格（大豆60kg当たり14,218円、なたね60kg当たり11,639円）及び標準販売価格（大豆60kg当たり10,060円、なたね60kg当たり3,854円）を定め、生産者団体等を通じて生産者に交付金を交付した。

砂糖・甘味資源作物については、「砂糖の価格安定等に関する法律」に基づき、輸入糖の価格調整の指標となる安定上下限価格（安定上限価格トン当たり158,100円、安定下限価格23,400円）等を定めた。

(エ) 野菜の価格の安定

生産者に対する計画生産出荷の指導等生産出荷団体の野菜全体にわたる需給均衡に向けての取組を助長し、また、野菜供給安定基金が行う指定野菜の価格補てん事業について、制度の円滑な運営等に配慮し、野菜指定産地の増加、指定消費地域の拡大、再造成のための特別資金の確保、交付予約数量の増加等を行った。

(オ) 果実の需給・価格の安定

果実の需給・価格の安定を図るため、果実生産出荷安定基金協会において、加工原料用果実の価格が作柄変動等により低落した場合に補給金を交付する通常の

価格差補てんに加え、かんきつ及びパイナップルについて、輸入増の影響による加工原料用果実の価格水準の低下に相当する分に対する特別補てんを実施するとともに、果実加工品の調整保管に必要な資金の造成を行った。

(ウ) 繭・生糸

繭糸価格安定制度については、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情を勘案した運用を図った。特に、糸価の低迷に対処して、蚕糸砂糖類価格安定事業団の機能を活用した生糸短期保管事業及び生糸の買入れを実施し、糸価の安定に努めた。

(エ) 米の備蓄対策

「食糧法」においては、米穀の需給の調整と価格の安定を図るため、中期の観点に立った備蓄制度を位置付けており、平成8年産米については、「平成8年産米穀の生産及び出荷の指針」において、平成8米穀年度における政府備蓄数量(175～185万トン)、民間備蓄数量(10万トン)及び調整保管数量(20～30万トン)を示した。

(7) その他の重要施策

ア エネルギー対策

中長期的には、需給の逼迫化が懸念される石油・エネルギー情勢及び国際的な課題となっている地球温暖化問題に対処し、農林水産業におけるエネルギー利用の一層の効率化を推進するため、中長期的視点に立ってエネルギー対策及び二酸化炭素排出抑制対策の検討を行うとともに、規模拡大、新技術の導入等による農業経営体のエネルギー消費構造の変化について調査を実施した。

イ 災害対策

(ア) 阪神・淡路大震災対策

農地、農業用施設及び共同利用施設の復旧については、近隣府県からの技術者の支援等所要の措置を講じ、早期復旧に努めた。また、平成7年7月に阪神・淡路復興対策本部で決定された「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を踏まえ、兵庫県策定した「阪神・淡路震災復興計画」に即しつつ、ため池、農道や農業集落排水の整備等農業関係の施策を支援した。

表1 農業関係重点施策別予算額の推移

(単位：億円)

| 重 点 施 策 | 昭和45年度 | 50年度 | 55年度 | 60年度 | 平成2年度 | 7年度 |
|----------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 農業の生産性の向上等と農村の環境整備 | 2,122 | 4,544 | 9,510 | 9,303 | 10,827 | 18,413 |
| 2 農業生産の選択的拡大 | 1,013 | 1,839 | 4,593 | 3,379 | 2,619 | 2,688 |
| 3 農業構造の改善 | 472 | 1,022 | 2,712 | 3,144 | 2,877 | 3,768 |
| 4 価格の安定と農業所得の確保 | 3,933 | 8,576 | 7,732 | 5,824 | 3,115 | 2,841 |
| 5 流通の合理化 | 236 | 1,242 | 775 | 515 | 527 | 629 |
| 6 農業従事者の福祉の向上と地域の振興 | 57 | 191 | 465 | 404 | 310 | 592 |
| 7 農業団体 | 46 | 162 | 317 | 416 | 556 | 706 |
| 8 その他 | 972 | 2,424 | 4,980 | 4,190 | 4,357 | 4,623 |
| (1) 災害対策 | 628 | 1,576 | 3,825 | 2,680 | 2,767 | 2,861 |
| (2) その他 | 344 | 848 | 1,155 | 1,510 | 1,590 | 1,762 |
| 農業関係予算の合計 | 8,851 | 20,000 | 31,084 | 27,174 | 25,188 | 34,230 |
| 農林水産関係予算の総額 | 9,921 | 22,892 | 37,765 | 33,895 | 33,009 | 45,999 |
| 国の一般歳出の総額 | 61,540 | 164,266 | 312,377 | 333,523 | 379,710 | 499,001 |

注：1) 予算は補正後であり、産業投資特別会計からの公共事業等に対する無利子貸付金を含み、NTT事業償還分を除く。

2) 「農業生産性の向上等と農村の環境整備」の欄の予算額は、農業農村整備(草地開発事業を除く。)、農業技術の開発・普及等のための経費である。

3) 「農業生産の選択的拡大」の欄の予算額は、水田農業確立対策、野菜、果樹、畜産等の生産対策のための経費である。

4) 「農業構造の改善」の欄の予算額は、農業構造の改善、地域農政の推進、農地の流動化、農業者年金等のための経費である。

5) 「価格の安定と農業所得の確保」の欄の予算額は、米麦管理制度の運営、畜産物、野菜、果実、畑作農産物等の価格安定等のための経費である。

6) 「流通の合理化」の欄の予算額は、農畜産物の流通の合理化、需要の増進及び流通機構の整備等のための経費である。

7) 「農業従事者の福祉の向上と地域の振興」の欄の予算額は、地域改善対策、山村振興等のための経費である。

(イ) 農業災害補償制度の円滑な運営

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施するとともに、農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成等を行った。

ウ 公害環境保全対策

水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、農薬残留等各種の公害に対し、その防止、回復のための所要の措置を講じた。

エ 農業団体の整備

農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織等農業団体に対して、所要の助成等を行った。

3 財政措置

以上の重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保充実に努め、平成7年度農業関係一般会計予算額は、3兆4,230億円(産業投資特別会計からの農業農村整備事業等に対する無利子貸付金等1,583億円を含む。)となった。最近の農業一般会計予算額について重点施策別にその推移をみると表1のとおりである。

また、平成7年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は8,562億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で4,250億円となっている。

4 税制上の措置

(1) 国 税

ア 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に「農業経営基盤強化促進法」の一部改正に伴い、農用区域内にある農用地が同法の買入協議に基づき農地保有合理化法人に買い取られる場合を追加

イ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限の5年延長等所要の措置を講じた。

(2) 地 方 税

ア 「農業改良資金助成法」の一部改正に伴い、農事組合法人等が共同利用に供する機械・装置を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例措置の適用対象に、特定地域新部門導入資金等により取得する機械・装置を追加

イ 「山村振興法」に規定する振興山村の区域において同法の認定法人が保全事業等の用に供する施設等に係る特別土地保有税の特例措置の適用対象に「都市と山村の交流事業施設」等を追加するとともに、この制度の適用期限の2年延長等所要の措置を講じた。

5 農業金融

新政策の方向に沿った経営体の育成を図るための総合的融資制度の普及浸透を図るほか、農林漁業生産の基盤整備の促進、経営構造の改善等に資するため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金等の各種制度資金について、所要の融資枠を確保した。

6 立法措置

第132回国会(通常国会)及び第134回国会(臨時国会)において成立した農業・食品産業関係法律は、次の7本である。

- ・ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(国土庁、警察庁、防衛庁、大蔵省、文部省、厚生省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省と閣議共同請議)
 - ・ 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(通商産業省、大蔵省、文部省、厚生省、運輸省、労働省と閣議共同請議)
 - ・ 特定中小企業者の新分野創出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(通商産業省、大蔵省、厚生省、運輸省、労働省と閣議共同請議)
 - ・ 農産物検査法の一部を改正する法律
 - ・ 農業者年金基金法の一部を改正する法律(大蔵省、厚生省と閣議共同請議)
 - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(厚生省、環境庁、大蔵省、通商産業省と閣議共同請議)
 - ・ 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律(通商産業省、大蔵省、厚生省、運輸省、郵政省、建設省、自治省と閣議共同請議)
- (注) 第132回国会(通常国会)で成立した法律は、平成7年4月以降のものである。

第2節 林 業

1 施策の背景となった林業の動向

林業は、木材をはじめとする林産物の供給を行うとともに、その生産活動を通じて、森林を健全な状態に保ち、国土の保全、水資源のかん養、自然の環境の保全等の公益的な機能を発揮しつつ、環境の創造に貢献し、経済社会の発展と豊かな国民生活の維持を図る上で大きな役割を果たしている。

一方、近年、森林・林業と環境とのかわりに対する

国際的・国内的認識が深まっている中で、森林のもつ諸機能の発揮に対する国民の要請が一層増大している。

しかしながら、林業を巡る情勢は、山村における林業労働力の減少・高齢化、林業生産基盤整備や林業機械化の遅れ、製品を中心とする木材輸入の増加などにより生産活動が長期にわたり停滞するなど依然として厳しいものがある。

こうした状況に対処し、森林・林業に期待される役割を十分に果たすため、平成7年度においては、次の諸点に重点を置き施策を展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 林業生産の増進

森林のもつ諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「森林資源に関する基本計画」に即した実効性のある森林計画を樹立するとともに、「森林整備事業計画」に基づき、林道事業については、効率的な森林施策の実施等を図るための林道ネットワークの形成、山村地域の生活環境施設の整備等を、造林事業については、複層林等による多様な森林の整備、優良種苗の確保等を計画的に行うことなどを通じ、流域林業の活性化を推進した。また、健全な森林を整備するため、間伐を促進したほか、林業技術と労働安全の向上等を図るため、試験研究の推進、高性能林業機械の開発等を行うとともに、林業普及指導を充実した。

(2) 林業構造の改善

地域の森林資源の特色を生かした生産性の高い林業の確立、地域材の加工・流通拠点づくり、森林資源の総合的な活用等を通じ、林業・山村の活性化を図るため、高密度路網の整備、高能率な生産・加工・流通施設の整備、森林体験・山村都市交流促進施設の整備、山村地域の生活環境施設の整備等を推進した。

また、中山間地域における森林の適切な管理・経営のための担い手の育成と施設の整備、モデル流域を単位とした木材の供給体制の整備を推進した。

(3) 林産物の供給体制の整備、木材利用の推進及び林産物需給の安定

林産物の供給体制の整備と木材利用の推進を図るため、素材生産の効率化、住宅資材の標準化・高次加工化、プレカット材利用等施工合理化技術及び新たな木質建材の開発、実用化等生産から加工・流通まで一体となった効率的な木材の安定供給体制の整備等の事業を推進するとともに、木材利用推進の基本方針の策定、消費者と連携した地域材利用推進活動の展開、特色ある地域材のブランド化等の推進、木材利用技術の開発及び高度加工製品の流通振興等を推進したほか、木材の新

たな用途を創出するために必要な技術開発等を行った。また、木材産業の高度化、素材生産業の体質強化等を進めたほか、林産物の需給と価格の安定を図るための内外の需給動向に関する総合的な情報の収集・分析・提供と特用林産物に関する産地化形成及び防災対策、需給の変化に対応した供給体制の整備等を推進した。

(4) 林業従事者の福祉の向上及び育成確保

林業の担い手の育成確保を図るため、雇用の安定、労働強度の軽減等就労条件の改善等を推進したほか、林業労働災害の防止、振動障害の予防等林業従事者の労働安全衛生の確保に努めた。また、林業等への就業を促進するための調査と情報提供、林業後継者の自主的な学習や独自の技術開発・起業化、グループ活動の強化、女性グループの育成を促進するとともに、学校教育や地域との連携のもとに森林・林業普及啓発の推進等を行った。このほか、国有林野事業では蜂災害に対する防止策として、はじめて自動注射器の導入を行った。

(5) 林業の金融・税制の改善

林業の生産活動の活性化、経営基盤の強化等を図るため、林業金融については、農林漁業金融公庫資金制度において、林業資金の融資枠の拡大、林業経営育成資金の貸付対象の拡大など制度の改善を図った。また、林業改善資金においては団地間伐促進資金の特例適用期限を、木材産業等高度化推進資金においては乾燥材供給促進資金の事業期間をそれぞれ延長するなど制度の改善を図った。さらに、林業税制については、生しいたけ栽培用ほだ木の耐用年数を4年から2年に短縮したほか、山林所得に係る森林計画特別控除、植林費の損金算入の特例、計画造林準備金等の適用期限を延長するなどの措置を講じた。

(6) 森林のもつ公益的機能の維持増進

保安林を緊急かつ計画的に整備するため、「第5期保安林整備計画」を定め、保安林の指定、適切な管理に努めるとともに、安全でうるおいのある国土基盤の形成、水源地域の森林整備の推進及び緑豊かな生活環境の保全・創出を図るため、「第八次治山事業五箇年計画」に基づき、山地治山、防災林造成、水源地域整備、環境保全保安林整備等の治山事業を緊急かつ計画的に推進した。

また、「松くい虫被害対策特別措置法」等に基づく、松くい虫被害について各種の防除等を効果的に行うとともに、森林被害を防止するための森林パトロール、啓発活動を推進した。

さらに、国有林内における野生動植物保護管理の推進、「みどりの日」を中心とした緑化活動の展開、国民参加による「緑と水の森林基金」の造成・整備に努めた。

(7) 山村等の振興

山村地域経済の安定と山村住民の定着化等を図るため、特用林産物の産地化形成等生産振興を行うとともに、伝統的な森林・山村の美しい景観の保全・形成を行う事業、山村での滞在型余暇活動の実現等を促進する事業を行った。

また、都市との交流・連携を基礎として、森林・林業等を体験学習する場の整備、交流拠点の整備とともに、快適な森林・林業・山村生活体験を提供するための人材の育成を推進した。さらに、山村振興対策等を総合的かつ計画的に推進するため、新山村振興対策に基づく事業を行ったほか、振興山村等をはじめとするいわゆる中山間地域において、林業生産基盤と生活環境基盤の整備、耕作放棄地等低利用地を活用した特用樹林造成等を行った。

(8) 国有林野の管理及び経営

国有林野事業の健全な経営を確立し、国民の多様な要請にこたえるため、「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき、森林の流域管理システムの下での事業運営及び森林の機能類型に応じた管理経営を基本方針として、事業運営の能率化、経営管理の適正化等各般にわたる経営改善を行った。また、資金運用部資金の借入れを行うとともに、造林・林道整備等の事業施設費、保安林等の保安全管理、希少野生動植物種保護管理事業等に要する経費の一部につき一般会計資金の繰入れを行った。さらに、国民参加による森林づくりを促進するための緑のオーナー制度や法人の森林制度、ヒューマン・グリーン・プラン等により森林を保健休養の場や居住空間として活用する事業等を推進した。

(9) 国際森林・林業協力

熱帯林をはじめとする世界の森林の保全・造成等を通じて、持続可能な森林経営を確立するため、技術協力、資金協力等の二国間協力を行うとともに、国際熱帯木材機関、国連食糧農業機関等に資金を拠出するなど国際機関を通じた協力を推進した。また、世界の森林の持続可能な経営の確立等を進めるためのシニアフォレスト熱帯林保全活動推進会議の開催及び国際的な取組への積極的な参画、国際緑化を推進するための人材の育成、熱帯林の適切な管理を図るための調査研究、技術開発等の諸活動を行った。

(10) その他林政の推進に必要な措置

森林組合については、組織・経営基盤の充実を図るため、広域合併を促進するとともに、作業班の育成強化等を行い、体質強化を促進した。また、素材生産業の体質強化、木材産業の活性化等を推進した。

3 財政措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を推進するため、林業関係の一般会計予算（国有林野事業特別会計治山勘定への繰入れ分を含む。）（表2）及び国有林野事業特別会計予算（表3）の確保に努めた。

表2 林業関係の一般会計予算

| 区 分 | 7年度 |
|-----------------|---------|
| 森林資源の維持増進 | 8,569 |
| 林道事業の推進 | 148,093 |
| 造林事業の推進 | 77,884 |
| 間伐促進強化対策 | 4,065 |
| 林業試験研究及び普及事業の強化 | 13,480 |
| 林業構造改善事業の推進 | 33,152 |
| 林産物の生産流通改善対策 | 6,053 |
| 森林組合等の育成指導 | 262 |
| 治山事業等の推進 | 306,422 |
| 災害復旧等 | 71,407 |
| 林業金融 | 3,979 |
| その他 | 30,087 |
| 合 計 | 703,454 |

(注) 1 予算額は補正後のものである。
2 予算額にはNTT分を含む。

表3 国有林野事業特別会計予算

| 区 分 | 7年度 |
|----------|---------|
| 国有林野事業勘定 | 605,438 |
| 治山勘定 | 272,751 |

(注) 治山勘定には負担金を含む。

4 そ の 他

(1) 森林・山村検討会関連施策

国土庁、林野庁、自治省の間で、森林対策とこれを通じた山村地域進行対策について総合的な検討を行うために設置された「森林・山村検討会」における議論の経緯を踏まえ、快適な森林空間を創出する「豊かな森林づくり」対策の拡充、林業担い手育成強化総合対策の拡充、林業地域総合整備事業における用水施設、林業集落排水施設等の重点的な整備等を実施した。

また、山村地域の定住環境の改善に資するため、林道整備について国庫補助事業及び地方単独事業を効果的に推進する「ふるさと林道緊急整備事業」を引き続き推進し、「山村で休暇を」特別対策等と地方単独事業を有機的に連携させる「緑のふるさと・ふれあいプロジェクト」を拡充して実施した。

さらに、保全すべき森林の公有化、森林整備の担い手対策等のための地方財政措置が講じられた。

第3節 水産業

1 施策の背景となった漁業の動向

平成7年度の漁業施策を講ずるに当たり、その背景となった漁業の動向をみると以下のとおりである。

水産物需給について、需要面をみると、水産物消費はこれまで消費者の健康に対する関心の高まり等を背景としておおむね堅調に推移してきたが、平成5年は景気の低迷等の影響もあり、魚介類支出が減少した。また、供給面をみると、漁業生産量が引き続き減少する一方で、水産物の輸入は増加傾向にある。

我が国漁業を取り巻く生産環境についてみると、我が国周辺水域においては、水産資源が総じて低水準にあるほか、水質汚濁等による漁業被害も依然として発生している。一方、国際情勢をみると、ストラドリング・ストックや高度回遊性魚種等の資源管理のあり方をめぐる議論が活発に行われているほか、野生生物の保護や海洋生態系の保全の観点から漁業に対する規制を求める動きが強まっている。

漁業経営についてみると、平成5年の沿岸漁家の平均所得は、漁獲量の減少等から再び全国勤労者世帯の所得水準を下回ったほか、中小漁業経営においても漁価の低迷や漁獲量の減少等から漁業利益が引き続き赤字になるなど厳しい状況にある。

漁業生産構造についてみると、漁業就業者は依然として減少が続いており、就業者の高齢化も進行している。これに伴い、今後の漁業生産力や漁村地域の活力の低下が懸念されている。

以上のような厳しい内外の状況に対処し、我が国水産業の振興を図り、水産物の安定供給を確保していくため、平成7年度においては、次の諸点に重点を置き施策を展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 我が国周辺水域における資源の状況を把握し、資源の動向を予測することにより我が国周辺水域の漁業資源をより一層適切に管理するため、我が国周辺水域の漁業資源調査について充実強化を図り、都道府県等の協力の下に、漁場別漁獲情報等の収集、卵稚仔調査等を行った。

(2) 資源管理型漁業の一層の推進及び定着化を図るための総合的な対策として、資源管理型漁業推進協議会の設置、資源管理関連施設の整備等を行う資源管理型漁業推進総合対策事業を実施した。また、新たに、中

高度回遊資源を対象とした資源管理方策の検討調査、漁獲生物の特性を利用した選択技術の開発及び実証化を行った。さらに、関係漁業者が一体となつての減船等資源管理体制への円滑な移行を図る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業の補助対象に新たに船団附属船の縮減等を加えたほか、資源管理型漁業の定着化を図るための増養殖場造成等を行う資源管理型漁業推進増養殖場整備事業を実施した。このほか、資源管理に伴う一時的な漁業収入の減少等の影響を緩和するための資金を融通した。

(3) つくり育てる漁業の振興として、栽培漁業の一層の振興を図るため、国の栽培漁業センターの施設整備を行ったほか、都道府県の栽培漁業センターの施設整備等について助成した。また、新たに、特定の海域における新魚種の栽培漁業の定着を図るための特定海域新魚種定着促進技術開発事業及び回遊性種に関する簡易で低コストな栽培漁業技術の開発を行う回遊性種栽培漁業地域展開促進技術開発事業について助成した。さらに、耐病性、餌料効率、食味等の品質に優れた養殖用新品種を作出するため、試験選抜試験及び関連技術の開発に引き続き取り組んだ。このほか、魚病発生等の防止を図るとともに、さけますふ化放流事業を推進した。

(4) 前年度において策定された新マリノベーション構想を推進するため、各種水産施策を総合的に盛り込んだ基本的計画の適正な管理、本構想の普及を図るための優良事例等に関する情報提供、新マリノベーション地域（基本計画策定地域）の活性化を支援する活動等を行った。さらに、新マリノベーション地域において、特に都市住民との交流等を促進する拠点等を形成することを目的として、漁業と協調した海洋性レクリエーション等の振興、美しい自然環境の保全、豊かな生活環境の創出等を主な観点とした新マリノベーション拠点交流促進総合整備計画（ふれあい整備計画）を策定したほか、同計画に盛り込まれた各種水産関係事業を総合的、計画的に実施した。

(5) 沿岸漁業の重要性の増大等の近年の水産業の動向、漁港利用の変化等を踏まえ、我が国周辺水域の高度利用、消費者ニーズに合致した水産物の安定供給、ふれあい漁港空間の創出、快適で活力ある漁港漁村の形成、美しい海辺環境の保全と創造を基本目標とする第9次漁港整備長期計画（6～11年度）に基づき、漁港施設の整備を推進したほか、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業、漁港関連道整備事業等を実施した。

(6) 沿岸漁業の安定的な発展と国民への水産物の安定的な供給に資するため、第4次沿岸漁場整備開発計画（6～11年度）に基づき、魚礁設置事業、増養殖場造成

事業、沿岸漁場保全事業等を積極的に推進した。

(7) 近年の沿岸漁業をめぐる厳しい情勢に対処するため、引き続き、沿岸漁業活性化構造改善計画（6～11年度）に基づき、増養殖場等の漁業生産基盤、漁業近代化施設、漁村環境及び交流促進施設の整備等を推進した。

(8) 近年の漁業経営をめぐる厳しい状況に対処するため、漁業経営改善促進資金制度を新たに創設したほか、漁業近代化資金、農林漁業金融公庫資金、漁業経営再建資金等の各種水産制度金融の拡充強化を図った。また、一定の漁業地区における漁業者全体について、漁業外の所得機会を確保を含めた総合的な経営強化を図る事業を実施したほか、信用・販売・購買事業等漁協事業全般にわたる基盤強化を図るため、漁協事業基盤強化総合対策事業を引き続き実施した。

(9) 水産物の適正な取引及び価格形成に資するため、主要な産地及び消費地市場等において、冷凍水産物を含む主要魚種の入出荷数量・価格・消費動向等に関する情報を収集したほか、水産物流通上の重要課題についての実態調査・分析を行う水産物需給対策情報事業を実施した。また、魚価安定基金を通ずる水産物調整保管事業について所要の改善を行ったほか、その円滑な実施をはかった。

(10) 複数の漁協が連携して広域的に協力を行う体制を整備した。また、水産物の安定供給と水産業を基幹とする地域の活性化を図るとともに、複数の漁協の連携・協力の下に広域的な流通加工圏の形成を図るため、水産物流通加工活性化総合整備事業に対し助成したほか、沿岸地域における流通加工機能の強化を図り、当該地域に水揚げされる水産物の付加価値の向上を図るため、沿岸地域流通加工機能強化対策事業に対し助成した。さらに、生産者自ら加工、流通に携わることによる生産者から需要者までの一貫した加工、流通シス

テムの開発を行う水産物流通加工改善モデル事業に対し助成した。

(11) 漁業をめぐる国際環境の変化に対処し、国民の嗜好にあった食料の供給及び海外漁場の確保を図るため、引き続き、くろまぐろ栽培漁業プロジェクトを実施したほか、漁船から送信される位置情報、漁獲データを集計解析し、国際的な資源管理を的確に行える体制を整備した。また、国際漁場での我が国漁船の操業に伴う対外交渉が多様化、複雑化していることにかんがみ、調査活動を拡充、強化したほか、各種魚類の資源調査、鯨類調査等を実施した。

(12) 我が国周辺水域内での漁業を振興するため、産・学・官による共同研究開発組織（社）マリノフォーラム 21) において、まぐろ類等の高度回遊性魚種の養殖技術システム等の新技術開発等を引き続き取り組んだほか、新たに、マウンド漁場造成システムの開発、磯焼け対応システムの開発に取り組んだ。また、漁業の合理化・近代化等を促進するため、洋上で漁獲物の大小選別、幼稚魚の海中回帰、陸上で魚種選別を行う装置の開発等を引き続き行った。

(13) 漁業従事者の養成・確保と福祉の向上を図るため、学校教育の充実、漁業労働条件の改善、社会保障の充実等を図った。

3 財 政 措 置

水産関係予算の内訳は、表 4 のとおりである。

4 立 法 措 置

7 年度において施行された水産関係の主な法律は、第132回国会の「中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案」及び「漁業災害補償法の一部を改正する法律案」である。

表 4 水産関係予算

(単位：百万円，%)

| 項 目 | 年 度 | 6 | 7 | 7 / 6 |
|-------------------------|-----------|---------|---------|-------|
| | (一 般 会 計) | | | (%) |
| 漁業経営の改善合理化・体質の強化 | | 34,346 | 32,137 | 93.6 |
| 水産物の需給・価格の安定と流通・加工体制の整備 | | 3,769 | 5,051 | 134.0 |
| 漁業生産基盤・漁村生活環境の整備と漁村の活性化 | | 266,031 | 329,739 | 123.9 |
| 我が国周辺水域の持続的かつ高度な利用 | | 51,804 | 61,440 | 118.6 |
| 海外漁場の確保と国際漁業協力 | | 15,986 | 18,306 | 114.5 |
| 技術開発の推進と試験研究の強化 | | 10,703 | 10,998 | 102.8 |
| 水産関係一般会計予算総額 | | 489,037 | 479,148 | 98.0 |
| | (特 別 会 計) | | | |
| 漁船再保険及び漁業共済保険 | | 45,738 | 39,334 | 86.0 |

注：1) 一般会計予算には、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁及び外務省計上の水産関係予算を含む。

2) 計数は、施策ごとに積み上げており、重複するものがあるため、合計が必ずしも総額と合致しない。

3) 各年度とも補正後予算額である。